

# 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

☎ こども課育成支援係 ☎ (95)9886

「子どもたちに安心、安全を約束できるまち へきなん」を基本理念に掲げ、子どもの健やかな成長を目指して、教育・保育サービスの提供や地域における子育て支援を行っています。

## 幼児期の教育・保育

保護者の代わりに就学前の子どもの保育・教育を担う施設として、保育園・幼稚園事業を行っています。

●令和元年度1日当たりの利用者（単位：人）

保育園			幼稚園	合計
0歳	1・2歳	3歳～	3歳～	
63	395	1,372	481	2,311



## 地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業内容	令和元年度利用者状況	
時間外保育事業	保護者の就労状況などにより、通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業です。時間は園によって異なります。	227人/日 (18時以降)	
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)	放課後、就労などで保護者が家庭にいない小学生児童に対して、適切な生活の場を用意し、健全な育成を図ります。	低学年 1～3年	706人
		高学年 4～6年	170人
子育て短期支援事業	ショートステイは、保護者の疾病、環境上の理由などにより養育が困難な場合、トワイライトステイは、仕事などの理由により平日夜間または休日に養育が困難な場合、そのほか緊急の必要がある場合に一時的に児童を預かります。	ショートステイ	0人/年
		トワイライトステイ	0人/年
一時預かり事業	幼稚園「預かり保育」では、通常の教育時間の開始前・終了後、夏休みなどに、保育園「一時預かり」では、保護者の不規則の就労、私的理由などにより、一時的に保育が困難となった子どもを預かります。	預かり保育	19,712回/年
		一時預かり	2,293回/年
病児保育事業	病気の回復期であるが通園が困難であり、親の就労などにより家庭での保育が困難な子どもを預かります。	438件/年	
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	中学生以下の子どもをもつ依頼会員と、育児援助をしたい地域の協力会員が、それぞれ相互援助活動を行います。	1,411件/年	
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	公共施設や保育所など、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを行っています。	2,938人/月	
		11か所	
利用者支援事業	さまざまな教育・保育事業・地域子育て支援事業のなかから適切なサービスを選択するための支援をしています。	2か所	

事業名	事業内容	令和元年度利用者状況
乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃんお誕生おめでとう訪問)	全出生児に対して生後2か月前後に母子保健推進員または保健師が訪問します。子育てに関する情報提供や、母親の育児状況、養育環境の把握を行い適切な支援につなげます。	559人/年
養育支援訪問事業	養育支援が必要だと判断した家庭に対して、養育支援訪問員(保健師など)が定期的に訪問し、助言や指導・相談を行っています。	10回/年 (対象者2人)
妊婦に対する健康診査	母子健康手帳交付時に、医療機関で行われる健診の受診票(14回分)を交付し、妊婦健康診査の費用を補助しています。	第1回目 受診数582人 延べ7,053人/年

## 子育て支援施策の充実を図るための関連施策

### 1 産後の休暇および育児休業後における特定教育・保育施設などの円滑な利用の確保

産後休暇および育児休業後の保育の利用については、現時点では円滑に実施されています。母親が育児休業を取得する場合の在園児の継続入所などについても、広報へきなんや市ホームページ、入園説明会を通じて、情報を提供していきます。

### 2 市民が安心して子どもを産み育てられる環境整備

棚尾小学校にて毎週水・木・金曜日に放課後子ども教室を開設しています。児童クラブでは、子どもたちがより安心安全そして快適に過ごすことができる居場所を提供しています。令和元年度は、中央児童クラブ分館増築を行いました。

### 3 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援

支援の必要な家庭に対し、家庭児童相談員が定期的な訪問をして、相談や支援を行っています。最近では、児童虐待の発端(原因)も発達障害、家族の病気や育児能力不足、DVなど多様であり、関係機関と連携を図りながら必要な支援を行っています。

### 4 労働者の職業生活と家庭生活との両立支援

妊娠中の夫婦を対象にした「パパママ教室」の開催により、父親の育児参加を促し、夫婦が共同で子育てをする喜びを感じることができるよう支援しています。

### 5 ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の経済的自立を支援するための取り組みとして、自立支援教育訓練給付金による資格取得など、様々な自立支援プログラムを提供しています。また、母子・父子自立支援員による生活や就労の相談事業を実施しています。

### 6 障害児の保育と養育支援

幼稚園・保育園においては障害児(3歳以上児)の受け入れを行っています。また、療育が必要な子どもは、母子通園施設「にじの学園」で子どもの発達などに応じた療育を行い、保護者の身体的・精神的な育児負担の軽減を図っています。

養育支援として、福祉課の児童発達支援ネットワーク事業において、保護者向けの発達相談、ペアレントプログラム、支援者向けの巡回支援、講習会を実施しています。